

栗山町条例第 8 号

栗山町議会基本条例の一部を改正する条例

栗山町議会基本条例（平成 18 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条を第 26 条とし、第 16 条から第 24 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（議会サポーターの協力）

第 16 条 議会及び議会事務局は、広く英知を結集して活動をするため、町内外から自主的な協力者（以下「議会サポーター」という。）を募り、その協力を得ることができる。

2 議会サポーターの氏名は公開し、その協力活動は原則として無償とする。

3 前 2 項のほか、議会サポーターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。